

## 農業後継者経営発展事業実施要領

## 第1 趣旨

農業において担い手の高齢化や減少が課題となっている中で、農業の持続的発展に向けて、地域農業を支えてきた認定農業者等の後継者や地域農業推進リーダー的役割を担う青年農業士など、次世代を担う若手農業後継者の育成・確保は喫緊の課題となっている。今後の兵庫県農業を担っていく意欲的な若手農業後継者の農業経営の更なる発展に向けて、規模拡大や生産性向上、効率的かつ安定的な農業経営の実現等への取組みに支援を行う。

## 第2 事業内容

## 1 事業内容及び対象者

〔表1〕

| 事業内容                                                                                                                                                                                    | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                         | 補助率                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| <b>1 親元新規就農者早期経営安定支援</b><br><b>(別記1)</b><br><p>親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。</p> <p>※農業後継者地域リーダー育成事業(H30～R2)実施経営体は対象外</p> | 以下の全てを満たす者<br>① 親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者<br>② 年間農業従事時間が150日かつ1200時間以上の者(家族経営体の場合は専従者、法人の場合は役員)<br>③ 認定農業者、認定新規就農者、認定農業者の経営主との共同申請者又は経営の構成員に位置付けられている者(但し、構成員は年間農業従事日数150日以上とする)、又は地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者<br>④ 国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者 | 1/2 以内<br><br>(上限<br>1,500 千円) |
| <b>2 若手農業後継者経営安定化促進支援</b><br><b>(別記2)</b><br><p>地域農業の担い手として営農に取り組む若手農業後継者に対し、経営の規模拡大や生産性の向上等に必要な整備を支援することにより、地域で活躍する若手農業後継者の経営の安定と確立を図る。</p>                                            | 以下の全てを満たす者<br>① 地域の農業青年クラブ等に積極的に参画するなど、地域活動を実践している者<br>② 申請時の年齢が50歳未満の認定農業者<br>(兵庫県青年農業士を除く)                                                                                                                                                                | 1/2 以内<br><br>(上限<br>1,000 千円) |
| <b>3 青年農業士経営発展支援</b><br><b>(別記3)</b><br><p>地域農業推進リーダー的役割を果たす青年農業士の更なる経営発展につながる整備を支援することにより、規模拡大や生産性の向上への挑戦と効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。</p>                                                     | 兵庫県青年農業士                                                                                                                                                                                                                                                    | 1/2 以内<br><br>(上限<br>3,000 千円) |

|       |                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸施設（パイプハウス等）</li> <li>・園芸施設の附帯設備</li> <li>・果樹棚</li> <li>・その他必要と認められる施設（出荷調製作業施設等） <ul style="list-style-type: none"> <li>* 中古設備（修繕）可</li> <li>* 修理、撤去等含む</li> </ul> </li> </ul> |
| 農業用機械 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営に必要な農業用機械</li> <li>・農業用トラック（本体のみ）</li> </ul> <p>以上については、* 中古機械（修繕）可<br/>* アタッチメントのみ可</p>                                                                                     |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の購入及び増頭に要する経費</li> <li>・果樹の優良品目・品種への改植や新植に要する経費（深耕・整地費、土壌改良資材、苗木代、植栽費等の経費）</li> <li>・その他必要な資材（資材のみは不可）</li> </ul>                                                              |

### 第 3 事業実施等の手続

別記 1、別記 2 及び別記 3 の事業を実施する者は、当該別記 1、別記 2 及び別記 3 に定める事務手続により事業を実施する。

### 第 4 事業の推進指導

- 1 農業改良普及センターは、事業利用希望者から相談があった場合に農業協同組合等と連携し、事業計画の作成等の支援を行う。
- 2 本事業の実施に当たって、各地域農業後継者育成対策協議会の関係機関は互いに連携し、支援の対象となった若手農業後継者が地域の中心となる農業経営者として経営発展につながるよう、支援するものとする。

### 第 5 助成措置

- 1 公益社団法人ひょうご農林機構は予算の範囲において、事業の実施に要する経費に対して補助を行う。
- 2 別記 2 及び別記 3 の事業実施にあたっては、予算の制約等によってその全てについて配分することが困難な場合には、別表(配分基準表)の優先順位に基づき配分する。

### 第 6 資金の返還

- 1 事業実施者のうち、以下の者は資金を返還するものとする。
  - (1) 事業実施後 3 年以内に離農した者  
但し、死亡等やむを得ない場合は、返還を免除できる。
  - (2) ①別記 1 の 7 の(6)に基づく状況報告(様式第 10 号)を提出しなかった者  
②別記 2 の 7 の(5)に基づく状況報告(様式第 9 号)を提出しなかった者  
③別記 3 の 7 の(5)に基づく状況報告(様式第 9 号)を提出しなかった者
- 2 返還手続については、別途定める。

### 第 7 農業共済等の活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、「園芸施設共済」や「農業経営収入保険」等への加入に努めるものとする。

## 第 8 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、公益社団法人ひょうご農林機構理事長が別に定める。

附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する。

(別記 1)

## 親元新規就農者早期経営安定支援

### 1 目 的

親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援することにより、地域農業を支えてきた認定農業者等の子弟への事業継承を促すとともに、親元新規就農者のスムーズな就農開始と経営の早期安定を図る。

### 2 対象者

#### (1) 以下の全てを満たす者

- ①親元就農(3親等以内)後5年以内の者で、就農日の年齢が50歳未満の者
- ②年間農業従事時間が150日かつ1200時間以上の者(家族経営体の場合は専従者、法人の場合は役員)
- ③認定農業者、又は認定新規就農者、又は認定農業者の経営主(親等)との共同申請又は経営の構成員(年間農業従事日が150日以上)に位置付けられている者、又は地域協議会会長が当事業の経営改善計画を承認した者
- ④国の事業のうち新規就農者育成総合対策(経営開始資金)を申請しない者

#### (2) 法人に親元新規就農した者は、その法人役員であること。申請時にそのことがわかる定款等の写しを添付すること。

#### (3) 同一経営体から事業を実施できるのは1回限りとする。

### 3 事業内容

就農開始と経営の早期安定に必要な農業用機械・施設等の整備(第2の2表2)

### 4 補助対象経費

- (1) 3で補助対象とする機械・施設等の整備に要する経費(実施設計費、設置費、運送費含む。)とする。
- (2) 消費税は対象外とする。但し、消費税免税事業者の消費税は対象とする。

### 5 補助率等

事業実施に係る経費について、1/2以内(上限1,500千円、千円未満切り捨て)の補助を行うものとする。

### 6 事業申請等の手続き

- (1) 農業協同組合は、地域農業後継者育成対策協議会(以下「地域協議会」という。)と協議の上、申請者の選定を行う。
- (2) 申請者は、事業計画書(様式第1号)に関係書類を添えて、所管の農業協同組合に申請する。
- (3) 申請者が認定農業者又は認定新規就農者でない場合、地域協議会は関係書類を確認の上、承認書(参考様式)を作成し添付する。
- (4) 農業協同組合は管内の事業計画書を取りまとめ、兵庫県農業協同組合中央会(以下J A兵庫中央会という。)へ進達する。
- (5) J A兵庫中央会は別に定める審査会を設置し、事業承認について審査を行い、その結果を公益社団法人ひょうご農林機構(以下「機構」という。)へ通知する。
- (6) 機構は審査会の結果を受け、事業承認を決定し、J A兵庫中央会及び農業協同組合を経由して申請者に通知する(様式第2号)。
- (7) 事業内容の変更は、原則不可とする。但し、災害等やむを得ない事情が生じた場合は、6の(1)から(6)までの手続きに準じて行うものとする。

ア 事業の廃止(様式第3号)

イ 事業内容・事業費の変更(様式第5号)

## 7 事業の完了及び完了後の手続き

- (1) 本事業は、6の(6)により承認を受けた年度において事業を完了する。
- (2) 事業実施者は、実績報告書（様式第7号）及び資金請求書（様式第8号）に係書類を添えて、事業完了後1か月以内（当該年度の3月末まで）に所管の農業協同組合に提出する。
- (3) 農業協同組合は実績報告書と併せて資金請求書を取りまとめ、J A兵庫中央会を通じて機構へ資金の請求を行う（様式第9号）。
- (4) 機構は請求に基づき、農業協同組合へ資金の交付を行う。
- (5) 農業協同組合は事業実施者に対し資金の交付を行う。
- (6) 事業実施者は、経営改善計画の達成状況について状況報告書（様式第10号）を事業実施翌年度から3年間、毎年7月末までに、農業協同組合及びJ A兵庫中央会を経由して機構に提出する。